

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年4月5日（平成29年（行情）諮問第127号）

答申日：平成30年1月31日（平成29年度（行情）答申第448号）

事件名：行政文書ファイル「従軍慰安婦問題」に含まれる文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の5文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年2月2日付け情報公開第00227号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

（1）文書24，文書48，文書50，文書88及び文書95（本件対象文書）の文書の不開示部分の開示を求める。

（2）これらの文書は「慰安婦」問題の解決のために外務省がどのように考え、どのように行動してきたのかを記録している文書と思われるものであり、未だ解決できないでいる原因が何であるのか説明しているものと思われる。

（3）平成3年12月に米国公文書館から甘言を弄して誘拐による、すなわち強制連行による朝鮮人女性の徴募があったことが記述されている文書を入手していたにも関わらず、政府はそれらの文書は無いと言い続けていたことが判明した。

また平成4年7月にはオランダの公文書館からバタビア裁判の記録を外務省が入手していたにも関わらず、そのことを平成26年まで国民に知らせずにいた。

（4）庶民の言葉で言うならば、「慰安婦」問題で政府は嘘を言い、国民と世界をだまし続けていたのであるから、「慰安婦」問題関係文書を非公開とする利益は何もないのであり、このような経緯を考えるならば、全てを公開して国民の検証を受けるべきであるが、少なくとも前記の文書

は公開すべきものとする。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 経緯

処分庁は、異議申立人が平成26年5月30日付けで行った開示請求「従軍慰安婦問題（南東アジア第二課 作成1993年7月6日）」に対し、法11条に基づく決定期限の延長を行った後、相当部分の決定として20文書を特定し、1文書を開示、19文書を一部開示とする決定を行い（平成26年7月29日付け情報公開第01632号）、更に、最終決定として96文書を特定し、11文書を開示、83文書を一部開示、2件を不開示とする決定を行った（原処分）。

これに対し、異議申立人は、平成27年3月29日付けで文書24、文書48、文書50、文書88及び文書95（本件対象文書）の不開示部分の開示を求める旨の異議申立てを行った。

##### (2) 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、別紙の5文書である。

##### (3) 不開示とした部分について

ア 文書88は、在外公館の見解のうち、非公開を前提とした在外公館の率直な見解に関する記述であり、公にすることにより率直な意見の交換が損なわれ、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条5号及び6号に該当し、不開示とした。

イ 文書48及び文書95は、公にしないことを前提とした関係国または関係機関との協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

ウ 文書24及び文書50は、国の主張方針に関する検討又は協議に関する情報及びそれに使用した資料であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、法5条5号に該当し、不開示とした。

##### (4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、「『慰安婦』問題で政府は嘘を言い、国民と世界を騙し続けていたのであるから、『慰安婦』問題関係文書を非公開とする利益はなにもないのであり、すべてを公開して国民の検証を受けるべきであるが、少なくとも前記の文書は公開すべき」と主張する。

しかしながら、外務省は上記(3)のとおり、対象文書の不開示部分決定にあたっては文書ごとに不開示該当事由について、法5条の各号に照らして精査を行ったものであり、異議申立人の主張には理由がない。

##### (5) 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

## 2 補充理由説明書

- (1) 文書48及び文書88の総番号、配布先、発受信時刻及びパターンコード等の不開示部分は、現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し、原処分で不開示とした。
- (2) 文書24の不開示部分を法5条5号に該当するとして不開示としたが、改めて精査した結果、50枚目を除き、開示可能な情報と認められることから、開示することとする。
- (3) 文書24の50枚目には、特定個人の私的な活動に関する記述が含まれており、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号の不開示事由を追加する。
- (4) 文書88の電信システムに関する情報を除く不開示部分については、法5条5号及び6号に該当するとして不開示としたが、当該部分を公にすることにより、慰安婦問題に関する調査結果発表に対する関係国の反応についての分析・評価及びそれらを踏まえた政府関係者の見解等が明らかとなり、その結果、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに関係国との交渉上不利益を被るおそれがあると認められるため、法5条3号の不開示事由を追加する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                 |
|---|------------|-----------------|
| ① | 平成29年4月5日  | 諮問の受理           |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受   |
| ③ | 同月27日      | 審議              |
| ④ | 同年11月27日   | 本件対象文書の見分及び審議   |
| ⑤ | 同年12月11日   | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 平成30年1月29日 | 審議              |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、行政文書ファイル「従軍慰安婦問題 南東アジア第二課 作成1993年7月6日」に保存された文書のうち、別紙の5文書である。

諮問庁は、本件対象文書の不開示部分のうち、上記第3の2(2)に掲げる部分(50枚目を除く。)は開示するが、その余の部分については法5条1号、3号、5号及び6号に該当し、なお不開示とすべきとしている

ことから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 関係国から取得した情報について

文書48及び文書88（いずれも、電信システムに関する情報を除く。）並びに文書95の不開示部分には、慰安婦問題について関係国から取得した情報並びに慰安婦問題に関する調査結果発表に対する関係国の反応についての分析・評価及びそれらを踏まえた政府関係者の見解等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、他国から提供された情報及び慰安婦問題に関する我が国の対処方針等が明らかとなり、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国等との交渉上不利益があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### (2) 外務省の電信システムに関する情報について

文書48及び文書88のそれぞれ総番号、配布先、発受信時刻及びパターンコード等の不開示部分には、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### (3) 特定個人の日記について

ア 文書24の50枚目の不開示部分には、特定個人の日記の一部として、同人の私的な活動に関する情報が記載されている。

イ 当審査会事務局職員をして文書24の50枚目の原資料に当たる文書を保有していると考えられる防衛研究所に確認させたところ、同研究所としては、同文書は私人から貸与された原資料の複製を保有しているが、同複製は一般に公開しておらず、また、公開する予定もないとのことであった。

ウ 当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、同日記の表紙に記載されている当該個人の氏名が開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、不開示とすることが妥当である。

## 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約2年が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号、3号、5号及び6号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別紙

文書 2 4 私文書一般公開分

文書 4 8 検討資料

文書 5 0 検討資料

文書 8 8 従軍い安ふ問題（調査結果発表に関する当館所感）

文書 9 5 従軍慰安婦問題